

政策3 みんなが参加し育てるまち

- 3-1 市民参画と協働の充実
- 3-2 暮らしを支える地域活動の支援
- 3-3 平和と人権の尊重

3-1 市民参画と協働の充実



施策の目指す姿 (施策の方向性)

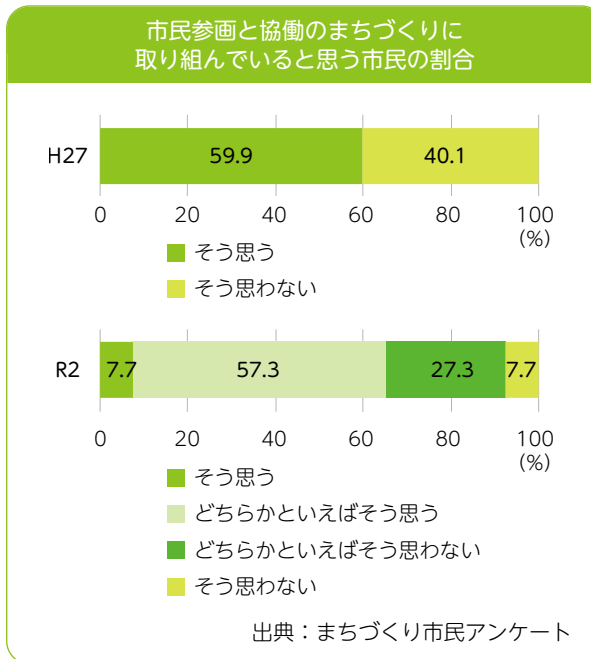
地域の現状を把握し、地域が求めるニーズに適切に対応していくため、市民との協働のまちづくりを進めます。また、市民参画を推進するため、市民関係団体等との連携を図り、若者から高齢者まで誰もが参画しやすい環境づくりに努めます。

成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
市民参画手続に参画した人数	成果	1,741人	↗	市民の参画を推進すること。
協働により実施した事業の件数	成果	1件	2件/年	協働によるまちづくりに取り組むこと。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 地域の現状を把握し、地域の求めるニーズに適切に対応するため、市民と市との協働による取組が求められています。協働による取組をさらに推進するため、市民の活発な活動を支援するとともに、市からオープンデータ*や地域課題の提示を積極的に行う必要があります。
- 「北本市市民公益活動推進計画」では、市民公益活動の推進に向けて、活動の担い手や専門的な知識・技術を持っている人材の不足、活動場所の確保、より効果的な情報発信、市民団体・企業との連携を課題としています。市民の自主性を損なわないように留意しつつ、各課題の状況改善につなげられるよう同計画に掲げた推進施策を着実に実行していくことが重要です。
- 行政が市民公益活動団体を効果的に支援し各団体の自立性を高めることは、単に各団体の個別の活動を応援するのみにとどまらず、協働事業の相手方となる市民を育成することにもつながります。こうした視点から、「北本市協働推進条例」に基づく協働事業提案の前提となる協働パートナーの登録数の向上等、まちづくりの担い手の裾野を広げる取組が必要です。



施策内の計画

北本市市民公益活動推進計画 [H30～R4]

基本事業

3-1-1
市民参画の推進

市政に参画する市民が増えています。
主な取組・・・市民参画手続の実施

指標名	区分	現状値	目標値
附属機関に参画する委員数（実数）	成果	47人	↗
ワークショップへの参加人数	成果	0人	↗
市民説明会への参加人数	成果	33人	↗
市民アンケート平均回答率	成果	53.3%	60.0%

3-1-2
協働の推進

市民と行政とが対等な立場でともに課題解決に取り組んでいます。
主な取組・・・協働事業提案制度の推進、アダプトプログラム*の推進、市民公益活動の普及啓発および活動団体の支援

指標名	区分	現状値	目標値
協働パートナー登録件数	成果	13件	18件
協働事業に係る相談件数	成果	1件	5件/年

I
序
論

Ⅱ
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編

3-2 暮らしを支える地域活動の支援



施策の目指す姿 (施策の方向性)

地域で安心して生活を送るため、地域活動団体の重要性を高め、自治会やコミュニティ活動の維持および自立性の確保を支援するとともに、市民への地域活動参加の啓発に努めます。また、地域活動の拠点である集会施設の整備や修繕等を支援します。

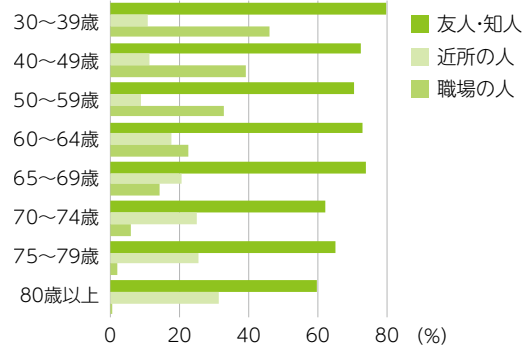
成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
地域活動に参加している市民の割合	成果	34.2%	➔	地域活動に参加する市民を増やし、地域を活性化させること。

施策を取り巻く環境変化と課題

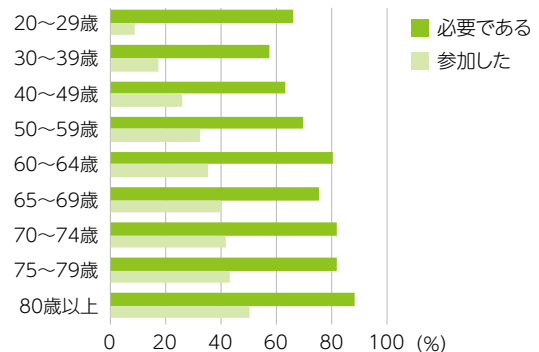
- 令和2年度北本市まちづくり市民アンケート調査の結果から、高齢になると職場の人との関係は薄れ、近隣の人との関係が濃くなることを見て取れることから、地域での活動に大きな役割を果たしている自治会の重要性はこれまでになく高まっています。しかしながら、人口減少や高齢化により組織の運営が困難となってきたため、組織を維持し、活性化するための具体的な方策の展開が必要です。
- 市と自治会等の市民団体が、それぞれの立場や位置づけ等を踏まえた役割分担を行い、自立性の確保に配慮することが重要です。
- 地域活動の拠点施設となるよう、自治会集会施設の新規整備や老朽化した施設の修繕、建替え等、施設の整備や維持管理が必要です。

困ったときに家族以外で相談する相手



出典：まちづくり市民アンケート (R2)

自治会の必要性和参加率



出典：まちづくり市民アンケート (R2)

施策内の計画

北本市市民公益活動推進計画 [H30~R4]

基本事業

3-2-1
地域活動の推進

地域活動の重要性を理解し、参画意識がある市民が増えています。
主な取組・・・自治会への加入促進、自治会・コミュニティへの支援

指標名	区分	現状値	目標値
自治会に加入している世帯の割合	成果比較	74.2%	75.0%

3-2-2
地域活動拠点の確保

地域活動の拠点施設が確保・管理され活発に利用されています。
主な取組・・・集会施設整備の補助

指標名	区分	現状値	目標値
公共施設以外での活動場所が確保できている自治会数 ※全自治会数 111	成果	90自治会	111自治会

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編

3-3 平和と人権の尊重



施策の目指す姿 (施策の方向性)

関係機関や団体等と連携し、平和や人権を守るための啓発活動や学習の機会等を充実することにより、市民の平和や人権意識の向上を図ります。男女が社会の対等な構成員として、性別に関係なくその個性と能力を発揮できるような地域社会の形成に努めます。

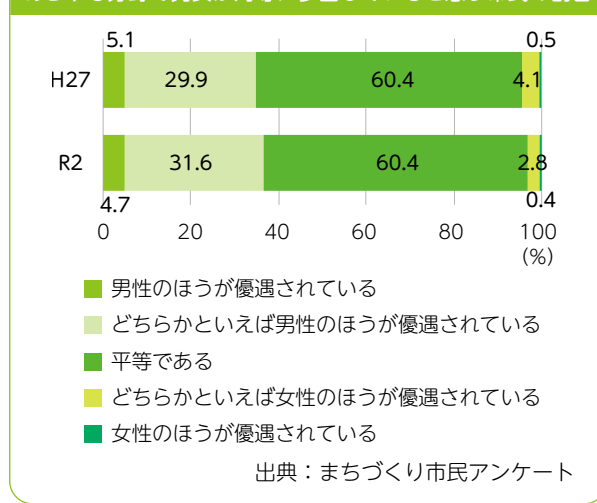
成果指標

指標名	区分	現状値	目標値	ねらい
あらゆる人権が尊重されているまちだと思ふ市民の割合	成果	73.1%	80.0%	市民が実感する人権の尊重されたまちをつくっていくこと。

施策を取り巻く環境変化と課題

- 本施策は、国が「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」において設定した8つの優先課題のうち2つ（「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー*平等の実現」および「平和と安全・安心社会の実現」）が含まれ、また、「誰一人取り残さない」というSDGsの基本理念とも密接に関わる重要な分野です。
- 国は、平成6年（1994年）に国連の「児童の権利に関する条約」を批准しました。同条約では、子どもが権利の全面的な主体であることが明確化され、すべての子どもが幸せに生きることができるよう、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」が掲げられています。また、このことを踏まえ平成28年（2016年）に改正された児童福祉法においては、同条約の精神にのっとり子どもの権利が保障されることが明記されるとともに、国民、児童*の保護者、国および地方公共団体の責務についても位置づけられています。
- 戦後80年近くが経過した現在、悲惨な戦争を直接体験した人から話を聴ける機会は減少しています。世界連邦平和都市宣言や北本市非核平和都市宣言にのっとり、平和の尊さを次代へ確実に引き継いでいくため、学校教育分野や市民団体とも連携し、個別の年齢層等、啓発のターゲットを意識した効果的な事業を積極的に企画・展開していくことが期待されます。
- 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者*等、多様化する社会生活を背景とした人権問題が存在しているため、人権教育および啓発活動を推進する必要があります。
- 令和3年5月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、障がいのある人の日常生活または社会生活を営む上での障壁を取り除くため、必要かつ合理的な配慮を行うこと等が事業者の義務となりました。
- 令和2年度に「北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を定め、多様な性のあり方についての地域社会の理解促進に取り組んでいます。
- 男女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現へ向けて、女性の職業分野への参画、仕事と家庭の両立、地域活動への主体的な参画を通して、豊かで活力あるまちづくりを行うとともに、女性に対するあらゆる暴力を根絶することが重要な課題となっています。

あらゆる分野で男女が対等に参画していると思う市民の割合



施策内の計画 | 第五次北本市男女行動計画(北本市男女共同参画プラン) [H30~R4]

基本事業

3-3-1
平和啓発の推進

平和の大切さを感じることができるようになります。
主な取組・・・平和を考える集いの実施、学校教育における平和啓発の推進

指標名	区分	現状値	目標値
7、8月を平和月間として平和啓発事業を行っていることを知っている市民の割合	成果	—	↗
平和啓発事業参加者数	成果	0人	1,200人／年

3-3-2
人権意識の高揚

重点

市民一人ひとりが、あらゆる人権問題を正しく理解し、ほかの人の人権に配慮します。

主な取組・・・啓発リーフレット・啓発資料の作成・配布、人権の花運動の実施、職員研修の実施、人権推進審議会の運営、人権を守る市民の集い、インクルーシブ教育*の充実

指標名	区分	現状値	目標値
市や公共施設において開催された人権講座・研修会に参加した市民の人数	成果	184人	650人／年
義務教育終了後、人権について学んだことのある市民の割合	成果	45.8%	50.0%

3-3-3
男女共同参画の推進

男女が社会の対等な構成員として活躍でき、尊重し合える地域社会が形成されています。

主な取組・・・男女共同参画に関する情報誌の発行、市民向け講座の開催、男女行動計画の策定・進捗管理、女性相談の実施、DV被害者の支援

指標名	区分	現状値	目標値
家事・育児・介護を行っている男性・女性の比率（女性を100とした場合の男性の比率）	成果	—	100：100
市の審議会等に女性が登用されている割合	成果 基準値	25.6%	40.0%

I
序
論

II
後
期
基
本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

政
策
6

政
策
7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資
料
編